

議案第172号

港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損 害 賠 償 の 相 手 方 | 損 害 賠 償 額 |
|------------------------------|------------|
| 神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号 株式会社 上組 | 2,454,714円 |

2 事件の概要

令和5年6月27日午後2時25分頃、相手方株式会社上組が利用していた市内東区箱崎ふ頭六丁目地内の穀物用荷役機械の油圧配管が老朽化により破損したため、当該配管から油が漏れて貨物にかかるとともに、当該機械を利用できなくなったことから、相手方に当初予定していなかった荷役作業が必要となり、損害が生じたものである。